

裁判員制度に対する参加意向・要望に影響を及ぼす認知・感情要因の関連性：定職の有無による比較¹⁾

上市 秀雄 (筑波大学大学院システム情報工学研究科)

楠見 孝 (京都大学大学院教育学研究科)

The effects of personality, knowledge, cognitive factors, and emotions on intentions and requests to participate in the lay judge system: A comparison between groups with and without steady jobs

Hideo UEICHI (*University of Tsukuba*)

Takashi KUSUMI (*Kyoto University*)

This study examines the relationships between personality, level of knowledge, cognitive factors, emotions, and behaviors (i.e., intentions and requests to act as a saiban-in 'lay judge') within two groups; one consisting of individuals with steady jobs and one of individuals without steady jobs. We surveyed 321 individuals aged between 20 and 70 years. The results reveal that the group without steady jobs tended to be more insecure and stressed and to make stronger requests about the lay judge system. In addition, while the group with steady jobs possessed considerable knowledge about this system, they tended to believe that it would bother their colleagues if they were to do jury service. In terms of the relationships between these factors, two processes were common for both groups; namely, emotional and cognitive decision-making. Further, the level of knowledge in the two groups was found to influence both these processes. This finding suggests that level of knowledge is one of the most important factors to increase individuals' awareness about participation and requests to participate as a lay judge.

Key words: lay judge system, decision-making, emotion, regret, individual differences

本研究の目的は、裁判員制度に対する参加意向や要望に、認知・感情要因がどのように影響しているかを明らかにすることである。分析対象者は、20から70歳の成人321名である。その結果、裁判員への参加意向は低く、裁判員に対する不安感やストレスそして裁判員になることのリスクが大きいと認識していることが示された。定職がない人のほうが、定職がある人より、裁判員になることに対して不安感やストレスが大きく、裁判員制度に対して強い要望をもっていることが明らかとなった。また定職のある人は、裁判員制度に関する知識があるが、仕事や職場に迷惑がかかると思っている傾向が高いことが分かった。さらに、定職あり群と定職なし群における要因間の関連性に関しては、1) 不安感→ストレス→後悔予期という感情的プロセスと、2) 裁判員リスク認知→裁判員ベネフィット認知→裁判員コスト認知という認知的プロセスがあることが分かった。さらにこれらプロセスは情報接触量・知識量の影響を受けていた。よって参加意向を高めるためには、裁判員制度に関する知識が重要であることが分かった。

キーワード：裁判員制度、意思決定、感情、後悔、個人差

問題と目的

近年、凶悪事件（殺人、放火、強盗、強姦など）などに対する裁判所の判決とその判決に対する国民感情（および被害者感情）との乖離が問題となっていた²⁾。裁判

所の判決と国民感情との乖離をなくすため、さらには司法をより国民の身近で分かりやすいものにするにによって司法に対する信頼を向上させるために、国民の意見を裁判に取り入れるための制度、すなわち裁判員制度が平成16年5月21日“裁判員の参加する刑事裁判に関する法律”の成立により制定された（平成21年5月21日施行）。

裁判員制度は、陪審制度（国民から選ばれた陪審員が裁判官と独立に有罪か無罪かを決める制度。有罪の判断をした場合、量刑は裁判官が決める）とは異なり、国民が刑事裁判に裁判員として参加し、裁判官とともに被告人が有罪か無罪かを決めるだけでなく、有罪の場合どの

- 1) 本研究は、平成18年度科学研究費補助金（課題番号：15530398）研究基盤(C)(2)による助成を受けた。
- 2) たとえば1999年4月に起きた光市母子殺人事件では一審無期懲役判決、二審検察側の控訴棄却、最終的に高裁への差し戻し審で2008年に死刑判決となった。この裁判の経緯は社会的な注目を集め、2004年に成立した犯罪被害者等基本法ができるきっかけとなった。

ような量刑にするかも決める制度である。その裁判員候補者として登録される1年当たりの確率は、全国平均で352人に1人、最も高い確率は千葉地裁の220人に1人、最も低い確率は秋田地裁の790人に1人である(読売新聞, 2008)³⁾。平成20年1月に全国で計10,500人の20歳以上を対象に実施した最高裁判所の調査結果(最高裁判所, 2008a)によると、この裁判員制度について“もうじき始まる”ことを知っている人は90.1%と非常に高い。しかしその反面、“判決で被告人の運命が決まる”ことに不安を感じている人は75.5%と多く、また“裁判員に参加したい”および“参加してもよい”という人は15.5%と非常に少ない。このように裁判員制度に対する認知度は非常に高いにもかかわらず、裁判員になることに対しては否定的な人が多いのが実情である。裁判員制度に対する参加意向が低いと、裁判員制度自体が機能しなくなる可能性がでてくる。人々の裁判員制度への参加意向を高めるためにどのようにすればよいかを考えることは非常に重要なことといえる。

人々の参加意向を高くするには、十分な情報を提供し、人々に適切な知識を持ってもらい、そして裁判員制度を身近なものとして考えてもらうことが必要である。たとえばアメリカの環境政策における市民参加には、市民に対して十分な情報提供が必要であることが指摘されている(織, 2003)。またこのような政策にかかわる情報の提供は、私たちの日常的な判断や意思決定に大きく影響を及ぼすことが示されている(上市・楠見, 2000, 2006; Yamagishi, Kitano, Morinaga, Iwamura, Matsubara, & Nagae, 1999)。

裁判員制度に関する研究については、裁判員制度を実際におこなった場合の問題点(藤田, 2004)や、裁判員にどのように証拠を提示すればよいか(杉森, 2006)、裁判官と裁判員はどのようにコミュニケーションをとればよいか(杉森, 2002)などについて検討されている。さらにそれらと同じくらい重要な問題として、一般市民の裁判員制度に対する参加意向を高くするためにどのようにすればよいかについての検討がある。最高裁判所の調査(2008a)では、一般市民の裁判員制度に対する認知度や参加意向については明らかにされている。しかしながら、それら要因がどのように関連しているのか、またそれら要因が裁判員制度への参加意向にどのように影響しているのかについては検討されていない。そのため、

裁判員制度への参加意向を高めるためには、どのような方法で、どの要因を変える必要があるのかについては不明である。

本研究では、裁判員制度に対する人々の参加意向や要望に関して、意思決定論的な観点から考える。これにより、一般市民に対してどのようにすれば裁判員制度への参加意向を高めたり、あるいは要望に応えることができるのかについての指針を提供することが可能となる。人々の日常的な意思決定(たとえば原発建設の賛否などの社会的な問題に対する意向、防犯や病気予防など生活リスク回避行動、ギャンブルや投資などリスク志向行動)を規定する要因には、リスク認知、コスト認知、ベネフィット認知などの認知要因と、不安感や後悔などの感情要因がある。これら要因間の関連性には、おもに認知要因が関連している認知的プロセス(Trimpop, 1994)と、感情要因が関連している感情的プロセスの二つが存在する(上市・楠見, 2000, 2006; Ueichi & Kusumi, 2008)。またこれらプロセスは、パーソナリティの影響も受ける。たとえばFive Factor Model(McCrae & Costa, 1991; 和田, 1996)の開放性は知識量を介してリスク認知に影響すること、情緒不安定性は不安感などの感情に影響することが示されている(上市・楠見, 2000)。この意思決定プロセスに関しては、ビデオゲームを用いた実験(上市, 2003; Ueichi & Kusumi, 1999)や実際の各個人のデータを用いたニューラルネットワークモデルによるシミュレーション(寺井・上市・中川, 2003; 寺井・矢島・上市・中川, 2002)によっても検証されている。

本研究では前述の先行研究(e.g., 上市・楠見, 2000, 2006)、つまり“パーソナリティのような比較的安定した傾向性が、知識や感情(不安感など)などに影響し、そして具体的な行動に対する認識や評価(リスク認知、コスト認知、後悔など)を介して行動に影響する”という仮定に基づき、パーソナリティ→情報接触量・知識量→認知要因・感情要因→参加意向・要望という意思決定プロセスが存在すると仮定する。またこれらの裁判員制度に対する参加意向や要望に関する意思決定プロセスは、定職を持たない人と定職を持つ人とは異なる可能性がある。たとえば会社員のように定職を持つ人たちは、主婦や学生のように定職を持たない人たちよりも、時間の融通が利きにくいと考えられるので、自分の生活や仕事に支障をきたすのではないかと思う傾向があると考えられる。また定職を持たない人たちは、定職を持つ人たちと比較すると、重要な交渉や判断をする機会が少ないと考えられる。そのため、裁判員として審理すること(自分の意見を述べる、重大な判断をすることなど)に対して不安やストレスをより強く感じるかもしれない。このような違いが意思決定プロセスの違いとしてあらわれる

3) 裁判員候補者名簿は、選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、裁判所ごとに作成される。前述の確率は、今回この名簿に記載される確率で、実際に裁判員として裁判をする確率ではない。裁判員または補充裁判員として裁判員裁判に実際に参加する確率は、全国で1年当たり約5,000人に1人程度である(最高裁判所, 2008b)。

Table 1
調査対象者の職業別、性別人数

定職なし群 (n=153)	学生	主婦	アルバイト	無職等	計
男性	4	0	10	12	26
女性	6	72	41	8	127
定職あり群 (n=168)	会社員	公務員	自営業	その他	計
男性	86	4	20	2	112
女性	38	4	11	3	56

と考えられる。

よって本研究では、定職を持たない人と定職を持つ人ごとに、各個人の裁判員制度に関する知識、裁判員制度に対するベネフィット、リスク、コスト、裁判員になることに対する不安感、ストレス、後悔などを明らかにすること、そしてそれら要因の全体の関連性を明らかにすることにより、それら要因がどのように裁判員制度に対する参加意向や要望に影響するかについて検討する。

方 法

調査対象者 調査会社が保有する56,000人以上のモニター⁴⁾から、性別・年齢層に基づく層化抽出法により首都圏在住の600名を選んだ。質問冊子を2007年3月に郵送した。あらかじめ調査対象者には、回答してくれた場合には謝礼として1,000円のプリペイドカードを渡すことを伝えた。351名(年齢20～84歳、男性156名、女性195名)から回答を得た(回収率は58.5%)。分析対象者は、裁判員として名簿に登録される可能性のある20～70歳の成人321名を対象とした。また分析対象者を定職の有無によって分けた(Table 1参照)。

質問項目

①**裁判員制度参加意向・要望** 裁判員制度に対する参加意向や裁判員制度に対する司法や行政等への要望を測定する尺度。

裁判員制度参加意向 “裁判員をやってみたいと思う”という質問に対して、“1: そう思わない, 2: あまりそう思わない, 3: どちらともいえない, 4: ややそう思う, 5: そう思う”の5段階評定で測定した。

裁判員制度に対する要望 “裁判員に選ばれたことを誰にも知られないように秘密にしてほしい”, “裁判中は誰かから危害を加えられないように身辺警護をしてほし

い”, “裁判員を辞退できる理由をゆるめて欲しい”, “守秘義務をもう少し緩めて欲しい”の4項目について、5段階評定(1: そう思わない～5: そう思う)で測定した。

裁判員制度適用に対する要望 “自分が被害者になったときには裁判員制度で裁いて欲しい”, “自分がえん罪被害にあった場合は裁判員制度で裁いて欲しい”, “自分が加害者になったとしたら裁判員制度で裁いて欲しい”の3項目について、5段階評定(1: そう思わない～5: そう思う)で測定した。

②**感情・ストレス要因** 裁判員になった場合に感じると思われる不安感やストレス、後悔などを測定する尺度。各尺度の下位項目は5段階評定(1: そう思わない～5: そう思う)で測定した。

不安感 裁判員になった場合に感じる不安感を測定する尺度。“間違った判断をするのではないかと不安に思う”, “法律を知らないので適切な判断ができるかどうか不安である”, “裁判員としての仕事を十分に果たせないと思う”, “裁判官や他の裁判員などの意見に自分の意見が左右されるのではないかと不安に思う”, “裁判官, 検察官, 弁護士などに自分が疑問に思ったことを素直に聞くことは難しいと思う”の5項目で測定した。

ストレス 裁判員になった場合に感じるストレスを測定する尺度。“人の人生を左右する判断をしなければならないことにストレスを感じる”, “重大事件の判決を下すことにストレスを感じる”, “守秘義務を守らなければならないことにストレスを感じる”, “裁判員として見られることにストレスを感じる”の4項目で測定した。

後悔予期 裁判員を引き受けて失敗したとしたら、どの程度後悔するかを測定する尺度。“誤った判断をしてしまったら、裁判員になったことを後悔と思う”, “うっかり人に秘密を話してしまって、守秘義務違反に問われたとしたら、裁判員になったことを後悔と思う”の2項目で測定した。

③**認知要因** 裁判員になった場合のリスク、コスト、ベネフィットなどを測定する尺度。各尺度の下位項目は5段階評定(1: そう思わない～5: そう思う)で測定した。

4) モニターは調査会社が定期的に行う面接調査に応募してきた人々の中から選ばれている。なおモニター登録料や登録維持に謝金は支払われない。調査に協力したときに調査内容に応じて謝金が支払われる。モニター資格の有効期限は特になく、モニター側から登録解除を申し出ることにより登録は解除される。

ベネフィット認知 裁判員制度が導入されることによってどのようなベネフィットがあると思うかについて測定する尺度。“裁判官だけよりも被告人に厳罰が下される可能性が高い”, “裁判員制度は裁判官だけで判決を下すよりも一般市民の意見が反映されてよい”, “裁判官だけよりも正しい判決を下す可能性が高い”の3項目で測定した。

リスク認知 裁判員となった場合に、自分がミスをする可能性や危害を受ける可能性がどの程度あるか、また日常生活に支障をきたす可能性がどの程度あると感じているかを測定する尺度。裁判員リスクに関しては、“自分の判断が後になって誰かに非難される可能性がある”, “裁判員としての守秘義務を守ることができる(反転項目。数値は反転させていない)”, “事件の関係者から脅しをうける可能性がある”の3項目で測定した。日常生活リスクに関しては、“短期間でも仕事を休むと職場に迷惑がかかる”, “自分の仕事に支障が出る”, “自分の生活に支障がでて自分のやりたいことができなくなるなどの問題が起こる”の3項目で測定した。

コスト認知 裁判員となった場合にどの程度時間的、心理的コストがかかるかを測定する尺度。“裁判員になるといろいろな制約を受けそうなのでめんどうである”, “裁判員として審理をすることはめんどうである”, “裁判員として審理をするためのまとまった時間を確保できる(反転項目。数値は反転させていない)”の3項目で測定した。

④情報接触量・知識量 普段どの程度各メディアの情報に接触し(メディア情報接触量)、どの程度裁判員制度に関する情報を得ようとし(裁判員制度情報接触量)、どの程度裁判員制度のことについて知っているか(裁判員制度知識量)について測定する尺度。

メディア情報接触量 新聞、ニュース番組、情報番組、インターネットの各メディアについて、一日あたり何時間(分)くらい見ているかを測定した。

裁判員制度情報接触量 “裁判員制度に関する記事やニュースをみる”, “裁判員制度に関する政府の公報(パンフレットなど)をみる”の2項目を5段階(1: あてはまらない, 2: あまりあてはまらない, 3: どちらともいえない, 4: ややあてはまる, 5: あてはまる)で測定した。

裁判員制度知識量 “裁判員制度は国民の皆さんの感覚が裁判に反映されるように、市民から無作為に選ばれた裁判員が裁判官とともに重大事件を審理する制度であること”, “法律知識がなくても裁判員の仕事ができること”, “裁判員は特別な理由(70歳以上、学生、重い疾病がある、親族の介護をする必要がある、重要な用務を自ら処理しないと重大な損害が生じる、社会生活上の重要な用務があるなど)がない限り辞退できないこと”,

“日当や旅費が出ること”の4項目について、知っているかどうかを5段階(1: あてはまらない~5: あてはまる)で測定した。

⑤パーソナリティ Five Factor Model (McCrae & Costa, 1991; 和田, 1996; 上市・楠見, 2000)によって測定した。各因子は、情緒不安定性(心配性、悩みがち、苦勞が多い、不安な)、開放性(計画的、几帳面な、いい加減な、ルーズな)、誠実性(多才な、洞察力のある、進歩的な、視野が狭い)、協調性(穏和な、短気な、自己中心的な、怒りっぽい)、外向性(外向的、陽気な、引っ込み思案な、内気な)である。各因子は4項目、合計20項目で構成され、5段階(1: あてはまらない~5: あてはまる)で測定した。

結 果

裁判員制度に関する各項目の基礎統計量と定職なし群と定職あり群との差異

Table 2に、裁判員制度参加意向・要望、感情・ストレス要因、認知要因、情報接触量・知識量の各項目の平均評定値と、定職なし群と定職あり群のt検定の結果を示す。ここでは5点尺度の平均評定値3.0を中点と考え、定職なし群と定職あり群にかかわらず、4.0以上を平均評定値が高い項目、2.0以下を低い項目と考えた。

まず一般市民が裁判員制度に対してどのような認識をしているかについてみる。感情・ストレス要因に関して平均評定値4.0以上の項目は、ストレスの“人の人生を左右する判断をすること”, “重大事件の判決を下すこと”, “後悔予期の“誤った判断をしたら裁判員になったことを後悔する”であった。また4.0に近い項目(3.8以上)は、不安感の“間違った判断をするかもしれない”, “法律を知らないので正しい判断ができない”, “裁判員としての仕事を果たせない”, ストレスの“守秘義務を守ること”, “後悔予期の“守秘義務違反に問われたら裁判員になったことを後悔する”であった。平均評定値が2.0以下の項目や2.0に近い項目(2.0~2.2)はなかった。

認知要因に関しては、4.0以上の項目は生活リスク認知の“短期間でも職場の人たちに迷惑がかかる”, “自分の仕事に支障をきたす可能性がある”であった。裁判員コスト認知の“裁判審理の時間が確保できる”は、平均評定値が2.35, 2.52と低い値であった。

裁判員制度に関する情報接触や知識量については、4.0に近い項目は、裁判員制度知識量の“裁判員制度について知っている”であった。逆に、2.0に近い項目は、裁判員制度知識量の“裁判員になると日当や旅費が支給される”, 裁判員制度情報接触量の“政府公報などの裁判員制度のパンフレットを見る”であった。

裁判員制度参加意向(裁判員をやってみたい)に関し

上市・楠見：裁判員参加意向に影響する要因

Table 2
意向・要望, 認知要因, 感情要因, 情報接触量の各項目の平均評定値 (SD) と *t* 検定の結果

項目	定職なし群	定職あり群	<i>t</i> 値
裁判員制度参加意向			
裁判員をやりたい	2.11 (1.16)	2.35 (1.28)	-1.71
裁判員制度に対する要望			
秘密厳守にして欲しい	4.26 (1.00)	4.01 (1.15)	2.13*
身辺警護をして欲しい	4.16 (.93)	3.93 (1.02)	2.25*
辞退理由を緩和して欲しい	3.93 (.99)	3.72 (1.07)	1.76
守秘義務を緩和して欲しい	2.21 (1.19)	2.23 (1.23)	-0.16
裁判員制度適用に対する要望			
自分がえん罪の場合, 制度を適用して欲しい	3.03 (1.08)	2.84 (1.03)	1.64
被害者になった場合, 制度を適用して欲しい	2.93 (1.07)	2.90 (1.02)	0.26
加害者になった場合, 制度を適用して欲しい	2.85 (1.02)	2.79 (.94)	0.59
不安感			
間違った判断をするかもしれない	3.95 (1.00)	3.81 (1.01)	1.25
法律をしらないので正しい判断ができない	3.93 (1.10)	3.79 (1.08)	1.18
裁判員としての仕事を果たせない	3.80 (1.03)	3.87 (.93)	-0.64
裁判官等の意見に自分が左右される	3.71 (1.13)	3.38 (1.18)	2.57*
裁判官等に自分の意見を聞けない	3.59 (1.24)	3.26 (1.22)	2.42*
ストレス			
人の人生を左右する判断をすること	4.15 (.97)	3.87 (.97)	2.78**
重大事件の判決を下すことにストレス感じる	4.10 (.98)	3.83 (1.01)	2.39*
守秘義務を守ることによるストレス	3.73 (1.33)	3.81 (1.28)	-0.58
裁判員として周りからみられること	3.65 (1.13)	3.32 (1.05)	2.72**
後悔予期			
誤った判断をしてしまったら後悔する	4.11 (1.00)	3.90 (1.02)	1.82
守秘義務違反に問われたら後悔する	3.97 (1.15)	3.90 (1.21)	0.59
裁判員ベネフィット認知			
裁判官だけよりも重い判決が下せる	3.44 (.88)	3.76 (.85)	-3.36***
一般市民の意見が裁判に反映される	3.25 (.89)	3.25 (.98)	0.03
裁判官だけより正しい判決が下せる	3.04 (.72)	2.96 (.76)	0.91
裁判員リスク認知			
後になって自分の判断が非難される	3.72 (.99)	3.51 (.98)	1.86
守秘義務を守ることができる (反転項目)	3.70 (1.19)	3.77 (1.14)	-0.57
事件の関係者から脅される可能性がある	3.58 (1.02)	3.52 (1.01)	0.50
生活リスク認知			
短期間でも職場の人たちに迷惑がかかる	3.84 (1.07)	4.16 (.93)	-2.80**
自分の仕事に支障をきたす	3.78 (1.03)	4.07 (.95)	-2.56*
自分のやりたいことができなくなる	3.54 (1.03)	3.50 (1.09)	0.38
裁判員コスト認知			
裁判員になるといろいろな制約を受ける	3.41 (1.07)	3.40 (1.12)	0.14
裁判員として審理することがめんどろ	3.04 (.72)	2.96 (.76)	0.29
審理のための時間を確保できる (反転項目)	2.52 (1.29)	2.35 (1.29)	1.18
情報接触量 (一日あたりの時間: 単位は分)			
ニュースをみる時間	77.61 (62.13)	69.14 (47.95)	1.38
情報番組をみる時間	66.65 (63.40)	42.20 (66.71)	3.36***
インターネットをする時間	41.03 (67.01)	53.15 (61.39)	-1.69
新聞を読む時間	29.44 (28.22)	32.57 (29.94)	-0.96
裁判員制度情報接触量			
裁判員制度の記事やニュースをみる	2.92 (1.08)	2.98 (1.18)	-0.48
政府公報 (パンフレットなど) をみる	2.07 (.96)	2.04 (1.07)	0.21
裁判員制度知識量			
裁判員制度のことを知っている	3.72 (1.14)	3.93 (1.14)	-1.65
法律の知識がなくてもできること	2.49 (1.39)	2.73 (1.45)	-1.53
辞退することはできないこと	2.44 (1.48)	2.68 (1.61)	-1.14
日当や旅費がでること	2.10 (1.38)	2.56 (1.60)	-2.70**

註: * $p < .05$, ** $p < .01$, *** $p < .001$, $df = 316 \sim 319$.

反転項目の数値は反転させていない。

ては、定職なし群は2.11、定職あり群は2.35と低い数値であった。また要望に関して3.8以上の項目は、“裁判員に選ばれたことを秘密にして欲しい”、“裁判中は身辺警護をして欲しい”、“辞退理由を緩和してほしい”であった。

これらのことから、多くの人々は、裁判員になることに対して大きな不安感やストレスを感じ、裁判員になった場合には後悔するかもしれないと感じているだけでなく、裁判員になると自分の生活や仕事に支障が生じると考えたり、裁判員としての時間確保が難しいと思っていることが明らかとなった。

加えて人々は、裁判員制度が市民から無作為に選ばれて裁判官とともに裁判をすることは知ってはいるが、その他の事柄については十分知っているとはいえないこと、また政府公報などはあまり見ていないことも分かった。裁判員制度参加意向については、裁判員をやりたいとは思っておらず（“裁判員をやってみたいと思いますか”という質問に対して、“そう思う”、“ややそう思う”と回答した人は321人中51名で全体の15.9%だった。これは最高裁判所(2008a)の調査結果15.5%とほぼ同じである）、さらには裁判員制度に対して強い改善要望をもっていることも明らかとなった。

次に定職なし群と定職あり群とでは、どのような違いがあるかを調べるためにt検定を行った(Table 2参照)。その結果、感情・ストレス要因に関して有意差のあった項目は、不安感(裁判官等に自分の意見が左右されるかもしれない: 定職なし群>定職あり群, $M_s=3.71, 3.38$; 裁判官, 検察官, 弁護士などに自分が疑問に思ったことを素直に聞くことは難しい: 定職なし群>定職あり群, $M_s=3.59, 3.26$), ストレス(人の人生を左右する判断をすることにストレスを感じる: 定職なし群>定職あり群, $M_s=4.15, 3.87$; 判決を下すことにストレスを感じる: 定職なし群>定職あり群, $M_s=4.10, 3.83$; 裁判員として周りから見られることにストレスを感じる: 定職なし群>定職あり群, $M_s=3.65, 3.32$)であった。認知要因に関しては、生活リスク認知(裁判員になると短期間でも職場の人に迷惑をかける可能性がある: 定職なし群<定職あり群, $M_s=3.84, 4.16$; 自分の仕事に支障をきたす可能性がある: 定職なし群<定職あり群, $M_s=3.78, 4.07$), 裁判員ベネフィット認知(裁判官だけよりも重い判決を下すことができる: 定職なし群<定職あり群, $M_s=3.44, 3.76$)であった。裁判員制度意向・要望に関しては、裁判員制度に対する要望(裁判員になったことを秘密にして欲しい: 定職なし群>定職あり群, $M_s=4.26, 4.01$; 裁判中は身辺警護をしてほしい: 定職なし群>定職あり群, $M_s=4.16, 3.93$)であった。情報接触量・知識量に関しては、裁判員制度知識量(日当や旅費が出ること: 定職なし群<定職あり群,

$M_s=2.10, 2.56$), 情報接触量(情報番組をみる時間: 定職なし群>定職あり群, $M_s=66.65, 42.20$)であった。

これらのことから、定職のない人のほうが、裁判員になることに対して不安感やストレスを感じており、また裁判員制度に対して強い要望をもっていることが分かった。一方、定職のある人のほうが、裁判員制度に対して知識があるが、仕事や職場に迷惑がかかるかと思っている傾向があることも分かった。また情報接触量に関しては、情報番組の視聴時間のみに有意差があることが分かった。**裁判員制度意向・要望に影響を及ぼす要因間の関連性**

裁判員制度に対する意向や要望にどのような要因が影響するか、また定職なし群と定職あり群とではこれら要因間の関連性に違いがあるかどうかを検討するために、共分散構造分析法によって分析した(多母集団同時分析法, Amos 7.0を使用; Arbuckle, 2003)。Figure 1a(定職なし群)と1b(定職あり群)に分析結果を示す(パス係数は標準化係数。また変数間のパス係数に関しては、5%水準で有意なパス係数は実線、10%水準で有意傾向を示すパス係数は破線で示した)。適合度指標はCFI=.70, PCFI=.64, RMSEA=.05であった(CFI, PCFIはそれほど高い値ではなかった。これは観測変数が53個、潜在変数が15個と多いためと考えられる⁵⁾。Figure 1aと1bの図中の太線は、定職なし群と定職あり群両方に共通して有意なパスである。

裁判員制度参加意向に直接影響を及ぼす要因は、後悔予期と裁判員ベネフィット認知であることが示された。これは裁判員になって誤った判断をしたりあるいは守秘義務違反に問われたとき、裁判員になったことを後悔する傾向の高い人ほど、裁判員制度に参加したくないと思う傾向があること、一方、裁判員制度導入によって市民の意見を反映できると考えていたり、裁判官だけよりも正しい判決を下すことができるなどのベネフィットを感じる人ほど、裁判員として参加する意向があることを意味している。

裁判員制度への要望に関しては、後悔予期が直接影響していることが示された。これは、裁判員になったことを後悔する傾向が高い人ほど、裁判中は身辺警護をして欲しいと思ったり、裁判員であることを秘密にして欲しいと思う傾向が高いことを意味している。また生活リス

5) 本研究では顕在変数、潜在変数を減らすことによって適合度の高いモデルを探索することよりも、裁判員制度と関連する様々な潜在変数およびそれらを構成する顕在変数全体の関連性を明らかにすることの方を重視した。そのためパス係数が有意傾向(裁判員制度への要望の守秘義務)および有意でなかった顕在変数(情報接触量のInternet)もモデルに入れた。ただし、他の潜在変数に有意な影響を及ぼさなかったパーソナリティ(外向性、協調性)はモデルから除いた。

上市・楠見：裁判員参加意向に影響する要因

ク認知（自分の生活や仕事に支障がでるなど）も裁判員制度への要望に影響を及ぼしていることが分かった。

裁判員制度適用に対する要望に関しては、裁判員コスト認知が直接影響していることが分かった。これは裁判員になることがめんどうと感じたり、裁判員になるとさまざまな制約を受けると思っている人ほど、自分が当事者になったときには、裁判員制度で裁判して欲しくないと思える傾向があることを意味している。

次に裁判員制度参加意向・要望に直接影響を及ぼした後悔予期、裁判員ベネフィット認知、裁判員コスト認知に影響を及ぼしている要因についてみる。後悔予期に関しては、不安感やストレスなどの感情要因の影響を受けていることが分かった。これは、裁判の審理で誤った判断をするのではないかと、裁判官などの意見に自分の意見が左右されるのではないかと不安に思う人ほど、人の人生を左右するような判断をすることや重大判決を下すことにストレスを感じる傾向があるため、裁判員に

なったことを後悔する傾向が高いことを意味している。裁判員ベネフィット認知や裁判員コスト認知に関しては、裁判員リスク認知や生活リスク認知の影響を受けていることが分かった。これは裁判員になったとしても自分の仕事に支障はない、職場に迷惑はかからないと思う人ほど、自分の判断が後で非難されないあるいは事件の関係者から脅されることはないと思う傾向があるため、裁判員制度に対してベネフィットを感じる傾向が高いこと、そしてベネフィットを感じる人ほど裁判員になるコストをいとわない傾向があることを意味している。また裁判員コスト認知に関しては、ストレスの影響を受けていることも明らかとなった。

これらのことから、定職なし群と定職あり群における要因間全体の関連性については、おおむね同じ関連性を示すことがわかった。その関連性には二つのプロセス、つまり感情的なプロセス（不安感→ストレス→後悔予期）と認知的なプロセス（リスク認知→ベネフィット認

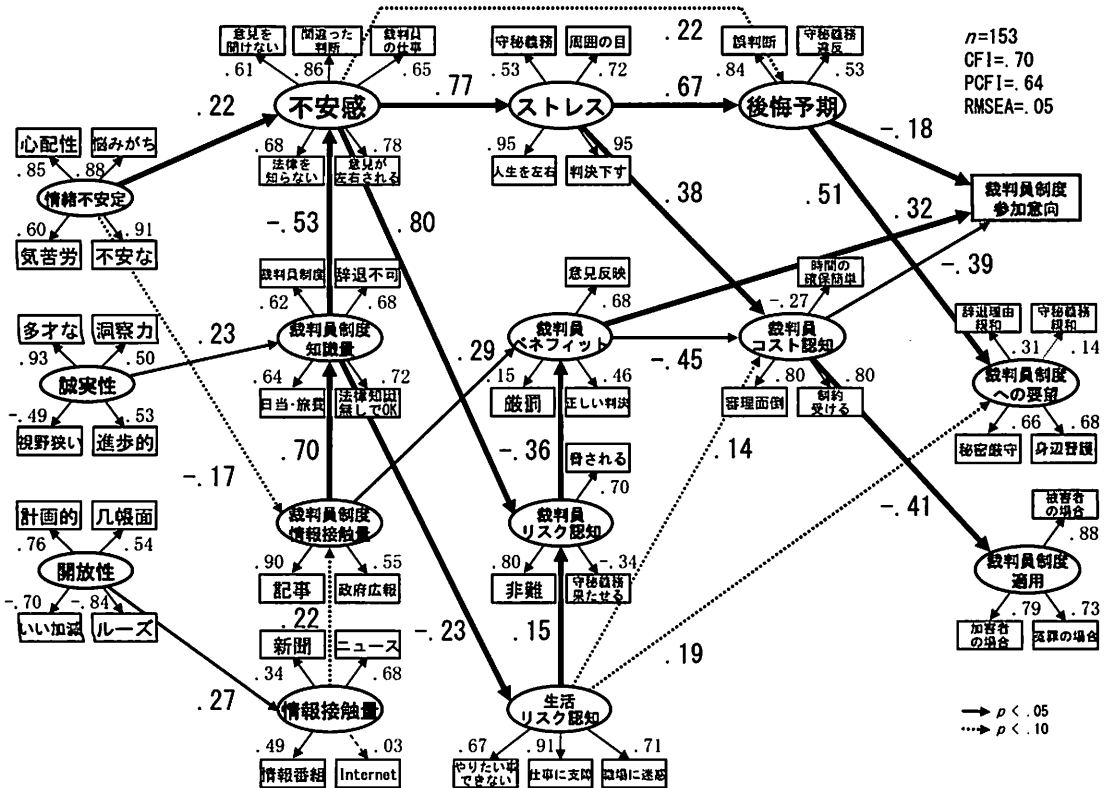


Figure 1a. 裁判員制度の参加意向に影響を及ぼす各要因間の関連性（定職なし群）。

注 変数間の実線の矢印は5%水準、破線は10%水準で有意な関連性を示す（ただし情報接触量がInternetに及ぼす影響に関しては有意ではない）。

太線矢印は定職なし群と定職あり群に共通する関連性である。

潜在変数および顕在変数の各誤差については、図中では省略している。

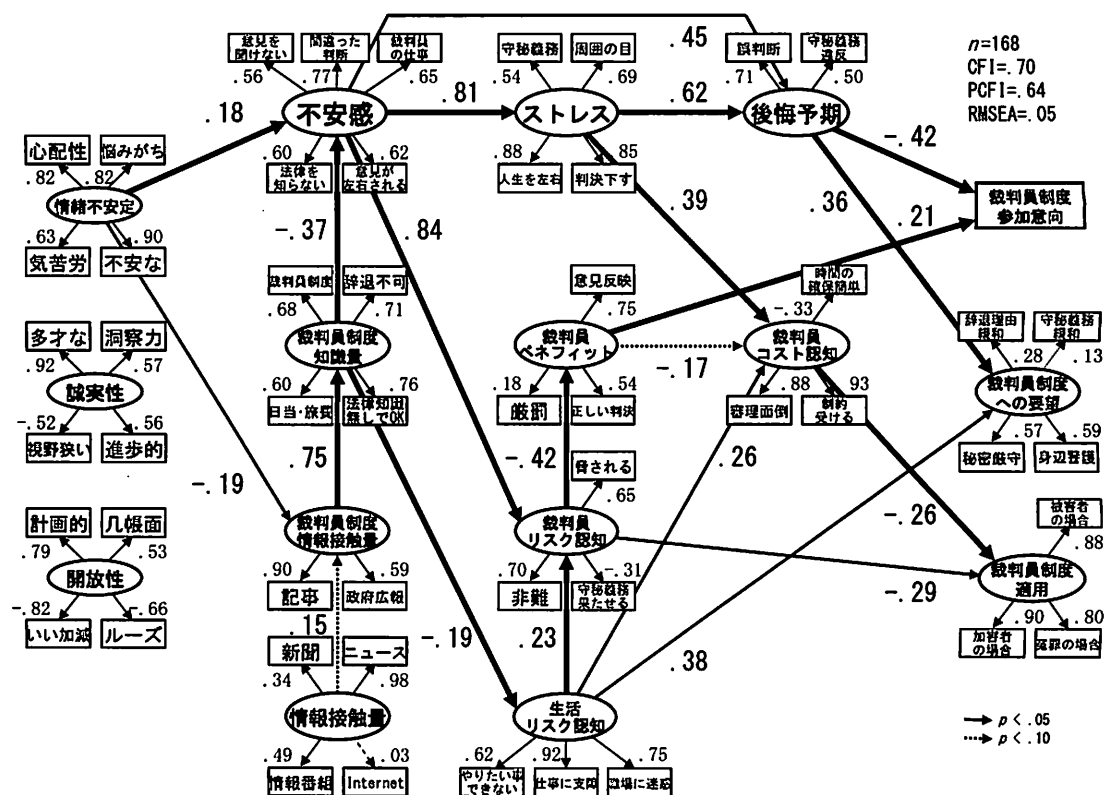


Figure 1b. 裁判員制度の参加意向に影響を及ぼす各要因間の関連性 (定職あり群)

知→コスト認知)があることが分かった。またこれらプロセスは独立しているというわけではなく、不安感が裁判員リスク認知に、ストレスが裁判員コスト認知に影響していることから分かるように、相互に関連していると考えられる。

加えて、両方のプロセスに情報接触量や知識量が影響していることも示された。つまりさまざまなメディア情報(特にニュース番組, 情報番組, 新聞)に接触する人ほど、裁判員制度に関する記事や政府広報などの情報に接触する傾向があり、そのため裁判員制度に関する知識を持っていることを意味している。これらの関連性は、感情的プロセスおよび認知的プロセスを経由して、裁判員制度に対する参加意向・要望を規定していることも示された。

ただし細かくみていくと、定職なし群には、裁判員コスト認知から裁判員制度参加意向への有意なパス、誠実性や開放性などのパーソナリティから情報接触量や知識量への有意なパスが認められるという違いもあった。

考 察

裁判員制度参加意向・要望に関する意思決定プロセス

本研究では、裁判員制度に対する認知度や参加意向に関する基礎的データの分析だけでなく、それら要因間の全体の関連性について、定職なし群定職あり群別に、多母集団同時分析法を用いて検討した。その結果、裁判員制度への参加意向・要望に影響を及ぼす要因間全体の関連性は、定職なし群と定職あり群に共通して、感情的プロセス(不安感→ストレス→後悔予期→参加意向・要望)と、認知的プロセス(リスク認知→ベネフィット認知・コスト認知→参加意向・要望)が存在することが示された。またこれらプロセスには裁判員制度に関する情報接触量や知識量(情報接触量→裁判員制度情報接触量→裁判員制度知識量)が影響していることも分かった。情報接触量や知識量が感情要因や認知要因に影響することについては日常的な意思決定に関する研究の結果(上市・楠見, 2000, 2006; Ueichi & Kusumi, 2008)を支持した。これらの結果より、裁判員制度への参加意向を高めるためには、情報提供が重要であることが分かった。これは、マスコミなどの情報に接触することにより、裁

判員制度に関する知識をもつようになり、その結果として裁判員になることに対する不安感、ストレス、後悔が低減し、また裁判員になることによって生じる自分の生活や裁判員としての行動に対するリスクを低いと感じ、裁判員制度のメリットを理解するようになり、その結果、裁判員制度に参加しようという傾向が高くなる可能性があることを意味している。つまりニュースや新聞、情報番組などが、裁判員制度に関する正しい情報を提供するだけでなく、さらには裁判員制度に対する不安感やストレスなどを緩和する情報もあわせて提供することにより、人々の裁判員制度に対する理解が高まりそして不安感などが低減し、裁判員制度への参加意向が高まることが期待できるといえる。

本モデルに関しては先行研究に基づき、“パーソナリティのような比較的安定した傾向性が、知識や感情（不安感など）などに影響し、そして具体的な行動に対する認識や評価（リスク認知、コスト認知、後悔など）を介して行動に影響する”と仮定をした。その結果モデル適合度は、CFI=.70、PCFI=.64とそれほど高くはなかった。しかしながら他の仮定をするとモデル適合度は下がる（たとえば感情プロセスを逆に仮定した場合（後悔予期→ストレス→不安感）、モデル適合度はCFI=.67、PCFI=.62である）。よって、他にもよりよいモデルが存在する可能性はあると考えられるが、本モデルの妥当性はあるものと考えられる。

裁判員制度参加意向を高めるための方法の提案

最高裁判所の調査結果（最高裁判所，2008a）と同様、本研究の結果でも一般市民は裁判員制度が裁判官とともに一般市民が審理し判決を下す制度であることは知っているが、法律の知識がなくても裁判員としての役割を果たせること、裁判員を辞退できる理由、裁判員になった場合には日当や旅費などがでることなどについては十分知っているとはいえないことが示された。加えて裁判員になることに対して不安感やストレス、後悔などを強く感じたり、裁判員制度を導入することにメリットはないと感じていたり、裁判員になるリスクやコストも大きいと考えている傾向があった。よってこれらのことを改善する必要がある。

その一つの方法として適切な情報の提供が考えられる。前述したように、情報接触量・知識量は、認知要因・感情要因に影響を及ぼし、そして裁判員制度参加意向・要望を規定していた。つまり一般市民が裁判員制度に対して感じている不安感やストレスや後悔、リスクやコストなどを低減させ、さらには裁判員制度に対する理解を深めてもらい、参加意向を高めるためには、適切な情報を提示することが重要であると考えられる。特に定職なし群は、裁判員コスト認知が参加意向に有意に影響している。よって裁判にかかると時間や裁判員に必要な労力、そ

れらに付随する事柄についての情報も提供するほうがよいと考えられる。さらに情報を提示する際には、Table 2で示したように、定職なし群と定職あり群とでは裁判員制度に対する認識が異なる。よって、定職なし群と定職あり群とでは違う情報を提供することも必要であると考えられる。

まず定職なし群について考える。定職なし群は、定職あり群と比較し、裁判員になることに対して不安感（裁判官等の意見に自分が左右される、裁判官等に意見を聞くことができない）、ストレス（人の人生を左右する判断をすること、重大判決を下すこと、裁判員として見られることなどにストレスを感じる）などの心理的な負担を強く感じる傾向がある。これは定職なし群は、定職あり群と比較し、社会人としての重大な意思決定や交渉・説得経験が少ないためと思われる。よって、このような人々に対しては不安感やストレスを低減させる情報を十分に提供することが必要といえる。まず、裁判員制度は一般市民の感覚を裁判に取り入れる制度なので、法律の知識は必要ないこと、さらに法律の知識がなくても、裁判官、検事、弁護士などの専門家が誰にでも分かるように丁寧に説明してくれることなどを十分理解してもらう必要がある。一例として、裁判時の事件情報を説明するときに、文章などの言語情報だけでなく、図示情報を提示することにより裁判員の理解を促進させようという試みが検討されている（杉森，2006）。このような取り組みのことも一般市民に伝えることにより、不安感やストレスを低減できるだろう。

さらに、一般市民である裁判員は専門家としてのトレーニングを受けていないので、裁判員として実際に重大な判決（たとえば死刑判決）を下した場合、専門家である裁判官よりも、より大きな不安感やストレス、後悔などを感じると思われる。裁判員には守秘義務も課されるので、それらの感情はより大きなものになると推察される。よって不安感やストレス、後悔などのネガティブな感情を低減する方法、たとえばストレスマネジメントや後悔対処法などについても提供することが必要と考えられる。問題焦点型コーピング（例：ストレスの原因となる問題の解決法をいろいろと調べる）や情動焦点型コーピング（問題から引き起こされた不快な感情を低減できないかと考える）でストレスに対処したり（e.g., Lazarus & Folkman, 1984）、合理化（この経験は将来の役に立つ）することで裁判員になったことに対する後悔を低減できる可能性がある（Festinger, 1957; 上市・楠見，2004）。特に情緒不安定傾向性は、定職なし群定職あり群ともに、不安感に直接影響を及ぼしているの、情緒不安定性傾向の高い裁判員に対しては、他の人たちよりも、裁判員制度に関する情報を与えるだけでなく、不安感やストレス、後悔に対する対処方法についても十

分理解してもらい必要があるだろう。

さらには裁判員のストレス緩和のための施設や制度も必要と考えられる。たとえば米国では犯罪被害者のような非常に大きなストレスを受けた人をケアする施設やプログラムなどがある(新, 2000)。また重大なストレスを感じている人に対しては、そっとしておくことや話し相手になってあげることが重要である(大和田, 2003)。もちろん裁判員は犯罪被害者ではないが、一般市民である裁判員が死刑のような重大判決を実際に下した場合に感じるストレスは非常に大きいものと思われる。ジャーナリストでさえ悲惨な災害・事件等の取材により大きなストレスを感じている(松井, 2007)。よって裁判員がどのようなストレスを感じるのか、どのようにすればそれらストレスを解消できるのか、さらに周りの人々はどのようにすればよいかについて明らかにする必要がある。加えて、裁判所はカウンセリング施設や病院などと連携して、裁判員や一般市民のための相談窓口を設置し、心理専門家などによるストレスケアなどの情報やサポートを提供する必要があるだろう。最高裁判所では、このような場合の対処として、心理専門家による「心のケア・プログラム」の実施を打ち出している(日本経済新聞, 2008)。この情報を周知させることは、市民の不安感を低減させるためには重要なことと考えられる。

また定職なし群は、裁判員制度に対する要望(裁判員になったことを秘密にして欲しい、身辺警護をしてほしい、辞退理由を緩和して欲しい)が強い。本研究の場合、定職なし群153名のうち、主婦は72名(47.0%)と多かった。彼女たちは自分のことだけでなく、家族の安全についても考えている傾向が高いと思われる。よって、裁判員の個人情報(氏名、職業、家族構成等の個人情報、プライバシーへの配慮)や身辺警護(事件の当事者からの保護、マスコミの取材規制など)などを、裁判員だけでなく、裁判員の家族に対しても行う必要があると考えられる。

定職あり群は、裁判員になることに対してリスク(職場の人たちに迷惑をかける、自分の生活や仕事に支障をきたす)が大きいと感じていた。裁判員になることに対するリスクを低減させるためには、裁判員を保護する制度(たとえば休業補償の金額を上げる、個人情報の保護の徹底など)を整備するだけでなく、実際に裁判員として参加した人が不利益にならないような措置(企業が裁判員として参加した人に不利益を課した場合には企業へ何らかのペナルティを課すなど)を講じるなど、一般市民が裁判員として参加できるような環境を整えるための努力をする必要があると思われる。もちろん裁判員制度への参加意向を高めるためには、一般市民だけでなく、企業にも理解してもらいが必要である。その一例として、最高裁判所・法務省・最高検察庁・日本弁護士連

合会は、企業や市民団体に対して模擬裁判への参加を呼びかけ、模擬裁判を実施している。このようなことを各地で実施することによって、裁判の手続や裁判員がやるべきことのイメージなどが具体的にになり、さらには裁判員制度を施行する上での問題点などが明らかになるだろう。本研究では、定職のある人定職のない人にかかわらず、裁判員として時間が確保できると回答した人は少なかった。また参加意欲を阻害する要因として日程調整可能かどうか重要であることも報告されている(参加意欲が高い人でも60%以上が参加するための日程調整が大変だと感じている(最高裁判所, 2006))。よって、このようなことを各地で行うことにより、裁判員制度に対する一般市民の理解が促進され、そして裁判員制度に付随するさまざまな問題点が改善されていくことが期待される。

次に情報提供について考える。情報を提供するには、全国ニュースなどで報道するよりも、ローカルニュースのようにできるだけ私たちの身近な情報として提供の方が効果的と考えられる(Weitzer & Kubrin, 2004)。その際には、私たちが住むコミュニティの問題として考えられるような事件や事例とともに裁判員制度の意義について提示するほうがよいと思われる。さらに、情報の送り手(マスコミや専門家など)と情報の受け手である一般市民との間の双方向の情報伝達だけでなく、(a) 裁判官、検事、弁護士などの専門家、(b) 一般市民、(c) メディア・市民団体を含めた双方向コミュニケーションが重要であると考えられる(吉川, 1999; 松澤, 2002; 杉森, 2006)。現在では裁判所、弁護士会、研究者、一般市民が協力して模擬裁判が行われており、裁判員制度についての研究がされている(藤田, 2004)。また裁判員制度に関するイベントも多数行われている。たとえば法務省のイベントでは、裁判員制度推進派と反対派が落語によって市民の関心を高めようというユニークな試みもなされている(朝日新聞, 2008)。このような研究やイベントを通して、裁判員制度の良い面悪い面についての情報がメディアや司法関係者、市民団体を通じて一般市民にも提供されている。

今後の課題

最高裁判所や法務省はさまざまなメディアを使い情報を提供している。そしてそれらの情報に接触することによって、裁判員制度への理解が促進されていることが本研究の結果から示唆された。しかしながら一般市民や企業などに対して、どのような方法で、どのような内容の情報を提供するのがよいかを明らかにする必要がある。なぜならば、人に情報を提供したとしても、単純にそのことに対する理解が促進するわけではない。これは与えられた情報をどのように受け取るかには個人差があるか

らである。たとえば、人には自分の都合のよい情報を重視し、自分の信念に反する情報を軽視するという確認バイアスが存在する (Lord, Ross, & Lepper, 1979)。このようなバイアスがかからないように情報を提供する必要がある。一案としては類推 (Holyoak & Thagard, 1995) を使うことが考えられる。たとえば自分にとって身近ではない抽象的な問題は理解することが難しく解決することが難しい。しかしその抽象的な問題を、論理的には同じであるが、身近で具体的な表現にすると、簡単に理解できることが知られている (Griggs & Cox, 1982)。つまり裁判員制度の情報を身近な事例と関連させて提供することにより、理解が促進される可能性がある。このような取り組みの一つとして、最高裁判所や法務省はマスコミを使って具体例を挙げながら説明したり、また最高裁判所のホームページでは、裁判員制度に関する広報用映画を配信している。他にも実際に裁判員を体験させたり、あるいは裁判員の経験を聞かせることによって理解を促進させる方法も考えられる。藤田 (2004) は、模擬裁判の裁判員をやる前と後とは、裁判員をやった後の方が裁判員制度に対して理解が進み肯定的 (裁判で市民の意見が反映される、裁判員として発言ができるなど) になることを示した。さらに実際に裁判員になった人たちが、このような体験を一般市民に伝えることより、裁判員制度を身近に感じ、理解が促進される可能性もある。たとえば日本新聞協会は裁判員制度の定着と検証のために、判決後の記者会見による取材協力を呼びかけている (朝日新聞, 2009)。その際には裁判員制度の良い面悪い面両方を提示する両面提示コミュニケーションが効果的かもしれない (Hovland, Lumsdaine, & Sheffield, 1949; 松本・塩見・中谷内, 2005)。

最後に本研究では、定職あり群と定職なし群とで比較をした。しかし定職がある人であっても、年収や社会的地位、職種や業種、勤め先の規模、自営かどうかなどの違いがあるし、定職がない人であっても、学生や主婦、定年退職者という違いもある。また社会的スキル、社会貢献意識、生活基盤の安定度から生じる心理的な要因 (幸福感、不安感など)、年齢、男女による違いもあるだろう。これらの違いによって要因間の関連性、つまり意思決定プロセスにも違いが生じる可能性もある。また本研究のモデル適合度は CFI = .70 とそれほど高くなく、より適合度の高いモデルが存在する可能性もある。よってこれらのことについても今後検討する必要があるだろう。

引用文献

新 恵理 (2000). 犯罪被害者支援：アメリカ最前線の支援システム 径書房
(Atarashi, E.)

- Arbuckle, J. L. (2003). *Amos 5.0 Update to the Amos user's guide*. Chicago: SPSS Inc.
- 朝日新聞 (2008). 裁判員時代：“サバク”のは魚屋？お奉行？ (10月6日朝刊)
(Asahi Shimbun)
- 朝日新聞 (2009). 裁判員経験聞かせてください (2月27日朝刊)
(Asahi Shimbun)
- Festinger, L. (1957). *A theory of cognitive dissonance*. Evanston: Row, Peterson and Company. (末永俊郎監訳 (1965). 認知的不協和の理論：社会心理学序説 誠信書房)
- 藤田政博 (2004). 模擬裁判評議の経験が裁判員制度に対する評価に及ぼす影響：集団主義的傾向・社会勢力認知との関連で 法と心理, 3, 68-80.
(Fujita, M. (2004). Effects of the experience of mock jury deliberations on evaluations on mixed jury system: In relation to collectivism and social power cognition. *Japanese Journal of Law and Psychology*, 3, 68-80.)
- Griggs, R. A., & Cox, J. R. (1982). The elusive thematic-materials effect in Wason's selection task. *British Journal of Psychology*, 73, 407-420.
- Holyoak, K. J., & Thagard, P. (1995). *Mental leaps: Analogy in creative thought*. Cambridge: MIT Press.
- Hovland, C. I., Lumsdaine, A. A., & Sheffield, F. D. (1949). *Experiments on mass communication*. Princeton: Princeton University Press.
- 吉川肇子 (1999). リスク・コミュニケーション：相互理解とよりよい意思決定をめざして 福村出版
(Kikkawa, T.)
- Lazarus, R. S., & Folkman, S. (1984). *Stress, appraisal, and coping*. New York: Springer Publishing Company, Inc.
- Lord, C. G., Ross, L., & Lepper, M. R. (1979). Biased assimilation and attitude polarization: The effect of prior theories on subsequently considered evidence. *Journal of Personality and Social Psychology*, 37, 2098-2109.
- McCrae, R. R., & Costa, P. T. (1991). Adjective check list scales and the five-factor model. *Journal of Personality and Social Psychology*, 60, 630-637.

- 松井 豊 (2007). ジャーナリストの惨事ストレスケアに関する心理学的研究 報道人ストレス研究会 (Matsui, Y.)
- 松本隆信・塩見哲郎・中谷内一也 (2005). リスクコミュニケーションに対する送り手の評価: 原子力広報担当者を対象として 社会心理学研究, 20, 201-207. (Matsumoto, T., Shiomi, T., & Nakayachi, K. (2005). Evaluation of risk communication from the perspective of the information source: Focusing on public relations officers for nuclear power generation. *Japanese Journal of Social Psychology*, 20, 201-207.)
- 松澤 伸 (2002). 市民と裁判官のコミュニケーション: 北欧の参審制と我が国の裁判員制 法と心理, 2, 41-49. (Matsuzawa, S. (2002). Communication between lay judges and professional judges. *Japanese Journal of Law and Psychology*, 2, 41-49.)
- 日本経済新聞 (2008). 裁判員に「心のケア」事件想起・量刑決める責任: 最高裁, 裁判後, 無料相談など (4月13日朝刊) (The Nikkei)
- 大和田攝子 (2003). 犯罪被害者遺族の心理と支援に関する研究 風間書房 (Owada, S.)
- 織 朱實 (2003). 環境政策における市民参加制度: 米国環境法施行における市民参加制度の概要 環境情報科学, 32, 24-29. (Ori, A. (2003). Public involvement system in environmental policy: Overview of public involvement system in implementation of environmental laws in the United States. *Journal of Environmental Information Science*, 32, 24-29.)
- 最高裁判所 (2006). 裁判員制度の制度設計等に関する調査研究報告書: 「裁判員制度についてのアンケート」実施と分析 (概要版) 最高裁判所 (2006年4月28日) <<http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/houkokusyo.pdf>> (2009年2月20日) (Supreme Court of Japan)
- 最高裁判所 (2008a). 裁判員制度に関する意識調査 最高裁判所 (2008年4月1日) <http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/08_04_01_isiki_tyousa.html> (2008年4月8日) (Supreme Court of Japan)
- 最高裁判所 (2008b). よくわかる! 裁判員制度 Q&A (第2版) 最高裁判所 (Supreme Court of Japan)
- 杉森伸吉 (2002). 裁判員制における市民-専門家の異質性の融和: 集団主義的傾向・社会的勢力認知との関連で 法と心理, 2, 30-40. (Sugimori, S. (2002). Integrating the heterogeneity among judges and general citizens in the mixed court: Social psychological perspectives. *Japanese Journal of Law and Psychology*, 2, 30-40.)
- 杉森伸吉 (2006). 裁判員制度が機能するための心理学的検討課題について 法と心理, 5, 20-25. (Sugimori, S. (2006). Psychological conditions for the saiban-in system to work well. *Japanese Journal of Law and Psychology*, 5, 20-25.)
- 寺井あすか・上市秀雄・中川正宣 (2003). 意思決定の反復によるフィードバック的な心理処理の変化 日本認知科学会第20回大会発表論文集, 66-67. (Terai, A., Ueichi, H., & Nakagawa, M.)
- 寺井あすか・矢島基充・上市秀雄・中川正宣 (2002). フィードバック的処理を含む意思決定過程のニューラルネットワークモデル: オンライン実験データに基づくモデル構成 日本認知科学会第19回大会論文集, 176-177. (Terai, A., Yajima, M., Ueichi, H., & Nakagawa, M.)
- Trimpop, R. M. (1994). *The psychology of risk taking behavior*. New York: North-Holland.
- 上市秀雄 (2003). 個人的リスク志向・回避行動の個人差を規定する要因の分析 風間書房 (Ueichi, H.)
- Ueichi, H., & Kusumi, T. (1999). Change of decision-making processes in repeated risk-taking behavior in a complex dynamic situation. *Proceedings of the 2nd International Conference on Cognitive Science and the 16th Annual Meeting of the Japanese Cognitive Science Society Joint Conference*, 946-949.
- 上市秀雄・楠見 孝 (2000). 後悔がリスク志向・回避行動における意思決定に及ぼす影響: 感情・パーソナリティ・認知要因のプロセスモデル 認知科学, 7, 139-151. (Ueichi, H., & Kusumi, T. (2000). Effects of the regret factor on risk-taking behavior:

- Modeling personal decision making process model with affective, cognitive, personality factors. *Cognitive Studies*, **7**, 139-151.)
- 上市秀雄・楠見 孝 (2004). 後悔の時間的変化と対処方法：意思決定スタイルと行動選択との関連性. *心理学研究*, **74**, 487-495.
- (Ueichi, H., & Kusumi, T. (2004). Change in feelings of regret over time: Relation to decision-making style, behavior, and coping methods. *Japanese Journal of Psychology*, **74**, 487-495.)
- 上市秀雄・楠見 孝 (2006). 環境ホルモンのリスク認知とリスク回避行動. *認知科学*, **13**, 32-46.
- (Ueichi, H., & Kusumi, T. (2006). Cognitive factors in risk-avoidance decision-making associated with endocrine disruptors. *Cognitive studies*, **13**, 32-46.)
- Ueichi, H., & Kusumi, T. (2008). Structural equation modeling of risk avoidance in everyday life. In K. Shigemasu, A. Okada, T. Imaizumi, & T. Hoshino (Eds.), *New Trends in Psychometrics*, Tokyo: Universal Academic Press. pp. 491-500.
- 和田さゆり (1996). 性格特性語を用いた Big Five 尺度の作成. *心理学研究*, **67**, 61-67.
- (Wada, S. (1996) Construction of the Big Five Scales of personality trait terms and concurrent validity with NPI. *Japanese Journal of Psychology*, **67**, 61-67.)
- Weitzer, R., & Kubrin, C. E. (2004). Breaking News: how local TV news and real-world conditions affect fear of crime. *Justice Quarterly*, **21**, 497-521.
- Yamagishi, K., Kitano, M., Morinaga, E., Iwamura, T., Matsubara, T., & Nagae, N. (1999). Perception of dioxin and other risk in Japan: Replication and extension. *Perceptual and Motor Skills*, **88**, 1009-1018.
- 読売新聞 (2008). 裁判員候補 321 人に 1 人 (8 月 26 日朝刊)
- (Yomiuri Shimbun)
- (2008年10月22日受稿, 2009年9月14日受理)